



平成30年1月25日
大隅河川国道事務所

記者発表資料

平成30年度『災害時等応急対策業務』に関する協定会社を公募します

～災害発生時の迅速かつ的確な対応の推進に向けて～

大隅河川国道事務所では、管理する河川・道路・桜島砂防などで災害が発生した場合に迅速な復旧を図るために、以下の部門において協定会社を公募します。

【部門】

- ①河川工事部門
- ②道路工事部門
- ③砂防工事部門
- ④砂防工事（無人化施工）部門
- ⑤機械設備部門
- ⑥電気通信部門
- ⑦河川・砂防及び道路測量・設計等部門
- ⑧砂防測量・観測・調査・検討部門

【公募期間及び申請書提出期間】

平成30年1月25日（木）～平成30年2月16日（金）

【災害協定の期間】

平成30年4月1日～平成31年3月31日

協定に関する公告資料は、下記にてダウンロードできます

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所ホームページ

http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/contents/other/public_offering_disaster_agreement.html

記者発表に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

総括地域防災調整官 与那嶺（内線 206）
工務第一課長 坂本（内線 311）

住所：鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
電話：0994-65-2541（代表）

平成30年度 大隅河川国道事務所 災害時等協定会社 公募要項

大隅河川国道事務所が管理しております肝属川・国道220号・国道224号・東九州自動車道・桜島砂防において、災害が発生した場合に、迅速で的確な災害対応（災害状況の把握や応急対策工事等）を図ることが必要不可欠です。

このため、平成30年度の災害に備え事前に協力体制を構築するため、以下のとおり災害時の応急対策工事（河川、道路、砂防）6部門及び応急対策測量設計（コンサルタント）2部門の協定をして頂く会社を公募します。

1. 公募の内容

以下の8つの部門について、応募をお願いします。

※（河川、道路、砂防部門の重複応募が可能です。ただし部門内の公募地域の複数応募はできません。）

1) 災害時の応急対策工事等（河川部門）

・肝属川の災害時応急対策工事・洪水時等巡視・緊急内水対策車の運用
(協定河川)

①高山出張所管内 (7社程度募集)
肝属川下流域（流合橋から下流）、串良川、高山川

②鹿屋出張所管内 (7社程度募集)
肝属川上流域（流合橋から上流）、姶良川

2) 災害時の応急対策工事等（道路部門）

・国道220号・国道224号・東九州自動車道の災害時応急対策工事
(協定区間)

①鹿屋国道維持出張所管内 (10社程度募集)
国道220号（宮崎県境～垂水市境）

②鹿屋国道維持出張所管内 (5社程度募集)
東九州自動車道（鹿屋串良JCT～末吉財部IC）

③垂水国道維持出張所管内 (10社程度募集)
国道220号（鹿屋市境～霧島市境）
国道224号（桜島口～袴腰）

3) 災害時の応急対策工事等（砂防部門）

・桜島砂防の災害時応急対策工事・洪水時等巡視
(協定河川)

①桜島砂防出張所管内 (5社程度募集)
野尻川、春松川、持木川、第一古里川、第二古里川、有村川
黒神川、金床川、引ノ平川、古河良川、長谷川

4) 災害時の応急対策工事等（無人化施工（砂防部門））

・桜島砂防の災害時応急対策工事における無人化施工
(協定河川)

①桜島砂防出張所管内 (5社程度募集)
野尻川、春松川、持木川、第一古里川、第二古里川、有村川
黒神川、金床川、引ノ平川、古河良川、長谷川

5) 災害時の応急対策工事等（機械設備部門）

・水閘門等の機械設備の異常時、災害時の応急対策
(協定地域)

①大隅河川国道事務所管内 (3社程度募集)

6) 災害時の応急対策工事等（電気通信部門）

- ・光ケーブル等の電気通信設備の異常時、災害時の応急対策
(協定地域)

①西部地区 (2社程度募集)

桜島砂防出張所管内、垂水国道維持出張所管内

②東部地区 (2社程度募集)

高山出張所管内、鹿屋出張所管内、鹿屋国道維持出張所管内

7) 災害時等応急対策業務（河川・砂防及び道路測量・設計等部門）

- ・災害発生範囲の地形測量及び設計
(協定地域)

①大隅河川国道事務所管内 河川・砂防(10社程度募集)

道路 (10社程度募集)

8) 災害時等応急対策業務（砂防測量・観測・調査検討等部門）

- ・募集区分(1): 河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等
(5社程度募集)

- ・募集区分(2): 火碎流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援
(5社程度募集)

(協定地域)

大隅河川国道事務所で直轄砂防事業を施行する区域(鹿児島市桜島島内の11河川)及び改正土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村

2. 公告箇所

(1) 公告場所

①大隅河川国道事務所経理課掲示板 鹿児島県肝属郡肝付町
新富1013-1

②各出張所掲示板(各協定地域の応急対策業務)

高山出張所 肝属郡肝付町前田字中渡1515-1

鹿屋出張所 鹿屋市王子町4540-5

鹿屋国道維持出張所 鹿屋市西原3-13-2

垂水国道維持出張所 垂水市錦江町1-228

桜島砂防出張所 鹿児島市野尻町203-1

③国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所ホームページ

http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/contents/other/public_offering_disaster_agreement.html

※詳細は、公告及び技術資料等説明書を参照